

改正 平成二七年 九月 八日規則第五六号 令和四年 三月三十一日規則第四七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下「施行規則」という。）並びに認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年千葉県条例第六十四号）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年千葉県条例第四十一号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「認定こども園」とは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

(認定こども園の認定の申請)

第三条 法第四条第一項各号列記以外の部分に規定する申請書は、認定こども園認定申請書（別記第一号様式）とする。

第四条 削除

[平成二七年規則五六号]

(認定こども園の認定の辞退の届出)

第五条 認定こども園の設置者は、その認定を辞退しようとするときは、辞退の日の一月前までに、認定こども園認定辞退届（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の設置等の届出)

第六条 法第十六条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める届出書により行うものとする。

- 一 幼保連携型認定こども園を設置する場合 幼保連携型認定こども園設置届（別記第四号様式）
- 二 幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止する場合 幼保連携型認定こども園廃止（休止）届（別記第五号様式）
- 三 幼保連携型認定こども園の設置者を変更する場合 幼保連携型認定こども園設置者変更届（別記第六号様式）

(幼保連携型認定こども園の設置等の認可の申請)

第七条 法第十七条第一項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める申請書により行うものとする。

- 一 幼保連携型認定こども園を設置する場合 幼保連携型認定こども園設置認可申請書（別記第七号様式）
- 二 幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止する場合 幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（別記第八号様式）
- 三 幼保連携型認定こども園の設置者を変更する場合 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（別記第九号様式）

(園長に関する届出)

第八条 法第二十六条において読み替えて準用する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十条の規定により届出をしようとするときは、園長の氏名、専任又は兼任の別及び採用年月日を記載した書類並びに園長の履歴書及びその資格を証する書類の写しを提出しなければならない。

(変更の届出)

第九条 法第二十九条第一項又は施行規則第十五条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める届出書により行うものとする。

- 一 認定こども園の内容を変更する場合 認定こども園内容変更届（別記第十号様式）

二 幼保連携型認定こども園の内容を変更する場合 幼保連携型認定こども園内容変更届（別記第十一号様式）

（運営の状況の報告）

第十条 法第三十条第一項の規定による報告は、毎年四月一日現在の状況につき、運営状況報告書（別記第十二号様式）により行うものとする。

2 施行規則第二十九条各号列記以外の部分の知事が定める日は、その年の五月三十一日とする。

（公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出）

第十一条 法第三十四条第三項の規定による届出は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届（別記第十三号様式）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の廃止）

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年千葉県規則第百二十三号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成二十七年九月八日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日規則第四十七号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。